

納付書もしくは口座振替で納付される方（普通徴収）

- 納付書払いの方は、各期別の納期限までに、下記の方法で納めてください。
 - ・金融機関、コンビニエンスストア
 - ・モバイルレジアプリによるクレジットカード払い、インターネットバンキング払い
 - ・スマートフォン決済（LINE Pay、PayPay、d払い、J-Coin Pay、au PAY、ファミペイ、楽天ペイ）
- お支払いは、安心・確実な口座振替が便利です。口座振替の申し込みは、下記のいずれかで手続きが可能です。
 - ・預（貯）金口座のある金融機関やお住まいの区役所（出張所）の保険年金担当課窓口での申し込み
 - ・インターネット口座振替受付サービスでの申し込み
下の二次元コードよりアクセスしてください↓

口座振替の申し込みに必要なもの

- 預（貯）金通帳
- 納付番号のわかるもの（保険料の納入通知書など）
- 金融機関の届出印（紙申請の場合のみ）



保険料の納期限

期 別	納 期 限
7月期	令和5年 7月31日（月）
8月期	令和5年 8月31日（木）
9月期	令和5年 10月 2日（月）
10月期	令和5年 10月31日（火）
11月期	令和5年 11月30日（木）
12月期	令和5年 12月28日（木）
1月期	令和6年 1月31日（水）
2月期	令和6年 2月29日（木）
3月期	令和6年 4月 1日（月）

※保険料の納期限は、原則として7月～翌年3月の末日（12月は28日）です。ただし、末日が土・日・祝日 のときは、その次の金融機関営業日となります。

※残高不足により引き落としができなかった場合は、翌15日に再振替を行います。

重要 国民健康保険料を口座振替で納付されていた方も、再度お申し込みが必要です。

保険料の減免

現在、後期高齢者医療保険において、再振替は実施しておりません。

■保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料の納付が著しく困難になったときには、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくは、お住まいの区の区役所（出張所）の保険年金担当課へご相談ください。

保険料の減免申請は、原則としてその年度内に行う必要があります。

種 類	減免基準
災 害	震災、風水害、火災などの災害により、被保険者等（※）の財産に25%以上の損害を受けた場合
所得減少	被保険者等（※）の所得が、事業の休廃止や失業などにより前年に比べ30%以上減少し、かつ、310万円以下である場合
生活保護	生活保護の適用を受けるようになった場合
給付制限	刑事施設などに収監され、給付を受けられない期間が月をまたいだ場合

※被保険者等には、被保険者と同一世帯の世帯主及び他の被保険者を含みます。

■保険料を滞納すると

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、次回の更新時に有効期間の短い保険証の交付、給付の一時差止めなどの措置がとられる場合があります。

保険料は納期限内にきちんと納めてください。お困りのときは、お住まいの区の区役所（出張所）の保険年金担当課へご相談ください。